

# 出雲市いじめ防止基本方針

平成26年2月

(令和2年3月一部改訂)

(令和3年3月一部改訂)

(令和4年3月一部改訂)

出 雲 市

# 目次

## はじめに

<b>第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 基本的な方針	2
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
4 いじめの問題に対する役割	4
(1) 市	
(2) 学校及び学校の教職員	
(3) 保護者	
(4) 児童生徒	
(5) 地域	
<b>第2 市が実施する施策</b> . . . . .	<b>5</b>
1 いじめの防止等のための組織の設置	5
(1) 教育委員会附属機関の設置	
(2) 「出雲市いじめ対応チーム」の設置	
2 子どもを見守る環境を整えるための取組	6
(1) 「出雲市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
(2) 通報及び相談体制の整備	
(3) 関係機関、家庭、地域、民間団体との連携強化	
(4) 教職員等の資質・能力の向上	
(5) いじめの実態の周知	
(6) 学校相互間の連携の促進	
(7) 保護者に対する支援	
(8) 学校と家庭、地域との連携協働体制の構築	
(9) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検	
3 いじめを未然に防ぐための取組	8
(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成	
(2) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動の支援	
(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	
(4) いじめの防止等のための施策の検証及び成果の普及	
4 いじめへの対処	9
(1) いじめに対する措置	
(2) 重大事態への対応	
(3) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置	
<b>第3 学校に実施を求める取組</b> . . . . .	<b>15</b>
1 学校いじめ防止基本方針の策定	15
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	15
(1) 「学校いじめ対応委員会」の設置	
(2) 「いじめ対応コーディネーター」の設置	
3 いじめの防止等に関する措置	15
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	

- (4) 重大事態への対応
- (5) その他の留意事項

<b>第4 家庭や地域、関係機関との連携</b>	<b>22</b>
1 基本的な方針	22
(1) 家庭や地域との連携	
(2) 関係機関との連携	
2 いじめの問題に対する役割	23
(1) 保護者が果たすべき役割	
(2) 地域に求める役割	

## はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に係る重大な問題行動であり生命又は身体に重大な危険を生じさせる行為である。いじめを受けた児童生徒は、生きる権利、教育を受ける権利を著しく侵害されるとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受ける。このような行為を絶対に許すことはできない。

そのため、出雲市（以下「市」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、出雲市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を平成26年2月に策定した。

しかし、その後、いじめの認知件数の増加や重大事態の発生等により、更なるいじめの防止等の対策を講ずる必要があるため、「出雲市いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を定めるとともに、「出雲市いじめ防止基本方針」の改訂を重ね、いじめの根絶に向けて更に強化した取組を行う。

本方針は、市のいじめの防止等に対する考えを、市内の全ての公立小・中学校（以下「学校」という。）及び保護者、地域に対して示すとともに、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめの根絶に向けて積極的に取り組む姿勢を示すものである。

## 第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方

### 1 基本理念

いじめの防止等の対策に取り組むにあたっては、学校、家庭、地域が互いに手を結びながら児童生徒一人一人の人権感覚を培い、いじめを見抜く感性やいじめを行わない、行わせない、許さない態度を育てていくことが必要である。

いじめを防止するためには、まず学校において、日頃から、児童生徒をよく知り、生徒指導の充実を図ることが大切である。また、個に応じたわかりやすい授業を行うなど、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきと学校生活を送ることができるようにしていくことが重要である。特に、児童生徒の一番の理解者である教職員には、いじめを見抜く力やいじめに繋がる行為、言動を見極める人権感覚と「いじめではないか」と疑い率先して動く行動力が求められる。

また、児童生徒に対しては、学校生活全体を通して人権尊重の精神と思いやりの心を育てていくことが求められる。そのために、「ソーシャルスキルトレーニング（人間関係づくり）」等を積極的に行い、人間関係のあり方について体験的に学ぶとともに、「特別の教科道徳」を学校における道徳教育の要として児童生徒の道徳性を養っていく。

いじめが発生した場合の対処については、早期発見・早期対応が前提であり、さらに対応の充実を図る必要がある。対応については、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていくことが大切である。

特に、学校は、早期に関係者への聞き取り等による実態把握を行い、全職員で情報共有する。また、管理職のリーダーシップによる解決に向けたプログラムの作成や組織的な対応を行うことが不可欠である。

市では、本市教育の推進にあたり、以下の基本理念及び教育目標を定めている。

教育目標

- 家庭・地域・学校で育む出雲の教育  
～出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～
1. 豊かな心と健やかな体を持ち、自信をもって生きぬく人を育てます。
  2. ふるさとへの誇りと愛着を持ち、社会の発展に寄与する人を育てます。
  3. 確かな学力と豊かな創造性を持ち、広い視野で世界にはばたく人を育てます。

いじめの防止は、こうした市の教育目標実現に繋がるものであり、様々な取組を通して児童生徒同士の心の結びつきを強め、社会性を育む教育活動を進めていくことが必要である。

## 2 いじめの定義

いじめの定義について、法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

## 3 基本的な方針

### (1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要であり、学校関係者間のよりよい人間関係の構築が必要である。

このため、学校においては教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培い、

心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。加えて、全ての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりをしていかなければならない。

また、家庭においては、就学前も含めて子どもに規則正しい生活習慣を身につけさせたり温かな関わりの中で豊かな心を育んだりする中で、自尊感情や人権意識を培っていくことが必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者など全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聞いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は、児童生徒がいじめの問題や悩みなどを安心して教職員等に相談することができるよう、日頃から信頼関係を構築するとともに、アンケート調査を工夫して実施することや定期的な教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。また、家庭や地域においても、子どもの様子をしっかりとしつかりと見守り、わずかな変化も見逃さない意識を持つとともに、いじめが疑われるときは、学校等に速やかに相談・通報することが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に事情を確認するとともに、その安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。さらに、家庭や出雲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、継続的に対応していく。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とする体制整備も必要である。

さらに、教育委員会や学校は、いじめの事実関係の把握を速やかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

## (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。たとえば、PTAや放課後児童クラブ、スポーツ少年団、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、地域学校運営理事会※を活用したりするなど、連携体制づくりを促進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにす

るため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働して取り組むことが必要である。

※地域学校運営理事会 … 地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画するシステム。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談については、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒、保護者へ適切に周知することも重要である。

### 4 いじめの問題に対する役割

#### (1) 市

市は、法が示す基本理念にのっとり、県や関係機関と協力しつつ、状況に応じて啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、いじめの問題に対して、学校が適切な対応ができるよう積極的に指導・支援を行う。

#### (2) 学校及び学校の教職員

学校は、法が示す基本理念や市の基本方針にのっとり、児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図りつつ、学校全体で人権に関する知的理解と人権感覚を高め、人権を守るための実践行動ができる児童生徒の育成を図り、「いじめを絶対させない」「いじめは絶対許さない」という強い意思を持って、いじめの防止等に取り組む。

学校の教職員は、日常から児童生徒をよく知り、表情や言動、表に出にくい気持ちの部分についても細やかに観察をする。そして、児童生徒のささいな変化を見逃さず、いじめを見抜く力を養うことが重要である。また、日頃から児童生徒との信頼関係を築くよう努力し、悩みや苦しみを気軽に相談することができる人間関係を醸成しておくとともに、アンケートや教育相談を定期的に複数回実施することなどにより常に悩み等の把握に努める。

児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、わずかなことでも上司（主任や管理職）へ報告し、全職員での情報共有を行う。

また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、その気持ちに真摯に寄り添いながら、いじめは絶対に許さないという教職員の強い決意のもと、全校体制で解決を図っていく。

#### (3) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図り、基本的な生活習慣を身につけさせるなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、いじめを傍観することがないよう、自尊感情や人権意識が豊かな子どもを育てていく。また、保護者は、子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな変化も見逃さない姿勢を示し、日頃から、悩みなど何でも気軽に本音で話

し合うことができる関係づくりに努める。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するとともに、学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。周りのいじめについても速やかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、島根県、市、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

#### (4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。児童会、生徒会が中心となって、いじめの未然防止に向け、児童生徒自身が自らの人権意識を高める活動を行っていく。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任や保護者、相談窓口などに相談する。

#### (5) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや、地域行事などの活動を通して、温かいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気醸成していく。また、地域に伝わる伝統行事やイベント等を通して、子どもが地域の人やものなど地域のよさを味わい、地域の人や機関等とつながっているという所属感や安心感を持つことができるようにする。

## 第2 市が実施する施策

### 1 いじめの防止等のための組織の設置

#### (1) 教育委員会附属機関の設置

##### ①「出雲市いじめ問題対策委員会」の設置

市は、法第14条第3項の規定に基づき、市の基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効があるものにするため、条例第16条の定めるところにより「出雲市いじめ問題対策委員会」を設置する。

##### ②「出雲市いじめ問題調査委員会」の設置

市は、学校で発生した法第28条に規定する重大事態に係る調査を、教育委員会が実施する場合、条例第17条の定めるところにより「出雲市いじめ問題調査委員会」を設置し、速やかに調査を実施する。調査にあたっては、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)から選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### (2)「出雲市いじめ対応チーム」の設置

市は、教育委員会に、児童生徒支援課及び学校教育課職員で構成する「出雲市いじめ対応チーム」を設置する。

「出雲市いじめ対応チーム」は、毎学期1回以上、全ての学校を訪問し、いじめに関する下記の対応等について聞き取り調査を行うとともに、必要に応じ、学校の



いじめの防止等の中核となる組織（以下「学校いじめ対応委員会」という。）に参画する。このほか、必要に応じて、学校訪問を行い、緊急の事案に対処する。

- ・いじめの状況
- ・アンケートQUの結果と活用の状況
- ・教育相談の実施の状況
- ・児童生徒、保護者へのアンケート調査の実施の状況
- ・校内研修の実施の状況
- ・学校いじめ対応委員会の開催状況
- ・学校いじめ防止基本方針の点検、見直しと周知の状況
- ・不登校や不登校傾向児童生徒の欠席の状況
- ・学校及び学校外の相談窓口の周知の状況 等

また、「出雲市いじめ対応チーム」は、重大事態に係る調査を実施する学校の調査組織（以下「学校いじめ調査委員会」という。）が立ちあげられた時には、これに参画し、積極的に関与する。なお、学校からの報告内容に疑問や不十分な点がある場合は、管理職、関係教員から聞き取り等の徹底的な調査を行う。

## 2 子どもを見守る環境を整えるための取組

### (1) 「出雲市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等の推進やいじめの防止等に関する機関及び団体の連携について協議するため、条例第14条の定めるところにより「出雲市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

### (2) 通報及び相談体制の整備

市は、教育委員会（児童生徒支援課）に児童生徒や保護者からの相談を受ける専用窓口を設置する。また、教育委員会や学校の他に以下の関係機関等における相談窓口について、児童生徒や保護者に対し、チラシ等の配付や市のホームページへの掲載によって周知を徹底するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を学校に派遣し、相談体制の充実を図る。

- ・松江地方法務局（人権擁護委員、子どもの人権110番）
- ・出雲児童相談所
- ・島根県（子どもと家庭電話相談室）
- ・島根県教育委員会（いじめ相談テレフォン、24時間子供SOSダイヤル）
- ・島根県警察本部  
（出雲警察署生活安全課、ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番）
- ・出雲市（子ども・若者支援センター、子育て支援センター）
- ・社会福祉法人 島根いのちの電話事務局（島根いのちの電話）

### (3) 関係機関、家庭、地域、民間団体との連携強化

市は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携によって適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体の間の連携を強化するとともに、地域で子どもの悩みや相談を受けとめる場がつけられていることなどについても周知を図る。

#### (4) 教職員等の資質・能力の向上

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、県と連携して研修の充実や生徒指導担当者研修会等を通して教職員の資質能力の向上を図る。

また、いじめの問題に関する校内研修を学校に義務付ける。

特に、いじめの重大事態になった案件については、実例等を基にした研修を継続的に実施し、二度と同様のことが起こらないよう徹底する。

#### (5) いじめの実態の周知

市は、学校におけるいじめ事案の状況の把握に努め、認知件数等の必要な事項について公表する。

#### (6) 学校相互間の連携の促進

市は、いじめが複数の学校に関係する場合、それぞれの学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携の促進を図る。

#### (7) 保護者に対する支援

市は、保護者が、「いじめを行わない。いじめを許さない」といった子どもの人権意識を養うための指導等を適切に行い、いじめから守るための適切な関わりができるよう、保護者を対象とした啓発活動を推進したりスクールソーシャルワーカーによる定期相談窓口を設けたりするなど、家庭を支える取組を行う。

#### (8) 学校と家庭、地域との連携協働体制の構築

市は、地域の子どもの健全育成といじめの防止等の取組について、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を支援する。

#### (9) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検

市は、「出雲市いじめ対応チーム」による学校訪問や教育長等による校長からの聞き取り（面接）を通して学校におけるいじめの実態把握の取組状況やその解決、再発防止に向けての取組状況を点検するとともに、県と連携して、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実と組織力の向上を図る。

##### ① 学校評価、教職員評価

市は、学校評価において、学校がその目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるよう、また、評価結果を踏まえてその改善に取り組むことができるよう、必要な指導・助言を行う。

市は、管理職が教職員評価において、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した

際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価することができるよう、各学校における教職員評価への必要な指導や助言を行う。

## ② いじめを見落とさない環境の整備

市は、教育長等が、年4回、校長から学校のいじめの状況やいじめに関する教員の対応等の聞き取りを行い、見落としや不十分な点がないか確認する。

また、「出雲市いじめ対応チーム」が、毎学期1回以上、全ての学校を訪問し、いじめに関する聞き取り調査を行い、校長、教頭や主幹教諭、いじめ対応コーディネーターから見落としや不十分な点がないか確認する。

さらに、教育指導員等が学校訪問する際にも状況に応じていじめに関する情報の確認及び収集を行う。

## ③ 学校運営改善の支援

市は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、働き方改革等の学校運営の改善を積極的に行い、教職員が児童生徒に接する時間を確保する。また、本市の全ての学校に設置している地域学校運営理事会と連携し、いじめをはじめとする、学校が抱える教育課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 3 いじめを未然に防ぐための取組

### (1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成

いじめを未然に防ぐためには、児童生徒に社会性や規範意識、集団における関わりの中での自尊感情や人権意識を高め、思いやりなどの豊かな心を育むことが大切である。

このために、学校では同和教育を基底に据え、教育活動全体を通じて人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図り、児童生徒の良好な人間関係の構築や全ての児童生徒を大切にする学級、学校づくりに向けて、積極的な生徒指導を推進していくことが必要である。

市は、県と連携して人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための施策を推進し、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援する。また、学校教育活動における集団宿泊体験、ボランティア活動等やキャリア教育を視野に入れた様々な体験活動の推進を支援する。さらには、生徒指導や教育相談を推進するための体制を整備する。

### (2) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動の支援

市は、いじめをはじめ学校でおこるさまざまな問題を児童生徒自身が主体的に防止し、よりよい人間関係を築いていくように児童会・生徒会活動を支援する。

① 市内中学校生徒会の役員を集め、いじめの問題等の解決に向けて、自校の生徒会活動に生かすことができるような取組の情報交換の場や市内全ての中学校がいじめの撲滅に向けての実践行動につながる宣言を行う場を設定する。

② 児童会・生徒会担当教員に対して、いじめの未然防止と人権意識の高揚を図るための研修の場を設定する。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

① 児童生徒が情報モラルを身につけるための教育の充実を行い、インターネット上のいじめの未然防止を図る。

- ② インターネットを通じて行われるいじめの監視などにより、発見されたいじめの事案に対し、学校がインターネット・携帯電話関連の事業者に協力を求めながら、警察等とも連携し、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をするなどの措置ができるよう支援する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめの防止、効果的な対処について、保護者、教職員対象の講演会・研修会等を実施する。
- ④ リーフレットの配布等を通して、インターネット等に関する最新情報や危険性、トラブルへの対策等について周知・啓発を行う。
- ⑤ 学校が児童生徒、保護者等に対して行う研修会等へ講師紹介等の支援を行う。
- ⑥ 児童生徒及びその保護者、学校関係者等が、インターネット等の利用の中で、誹謗、中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得た時は、速やかに学校又は教育委員会に報告することを、学校を通して周知する。

#### (4) いじめの対応等のための施策の検証及び成果の普及

- ① 市は、学校に対して行う以下の施策の実施状況について「出雲市いじめ問題対策委員会」へ報告する。
  - ア 「出雲市いじめ対応チーム」による学校訪問の状況
  - イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
  - ウ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
  - エ インターネットを通じて行われるいじめや障がいのある児童生徒、外国人の児童生徒、性同一性障がいの児童生徒等に関わるいじめなど、特に留意が必要ないじめへの対応
  - オ その他いじめの防止等のために必要な事項
- ② 「出雲市いじめ問題対策委員会」で検証された内容については、その成果を普及する。

### 4 いじめへの対処

#### (1) いじめに対する措置

市は、学校においていじめ又はいじめが疑われる事案が起きた場合、学校がいじめを受けたとされる児童生徒への支援及びいじめを行ったとされる児童生徒への支援や指導を行うこと、また、その保護者に対する助言等を適切かつ継続的に行うことについて、必要に応じて支援する。

さらに、学校におけるいじめへの対応の状況について、必要に応じて、「出雲市いじめ対応チーム」が学校へ出向き、調査するとともに適切な措置がとられるよう指導・助言を行う。

なお、学校からの報告内容に疑問や不十分な点がある場合については、次のとおりとする。

- ① 「出雲市いじめ対応チーム」が直ちに outgoing、管理職、関係教職員から直接聞き取り調査を行う。
- ② 調査結果によっては、「学校いじめ対応委員会」に「出雲市いじめ対応チーム」を参画させるほか、必要に応じて、「出雲市いじめ問題対策委員会」委員や専門家を派遣するなど、積極的に関与する。
- ③ 保護者の了解を得た場合は、「出雲市いじめ対応チーム」等がいじめを受け

た児童生徒、あるいは、保護者から直接聞き取りを行う。

## (2) 重大事態への対応

市は、学校において重大事態が発生した場合、以下により、適切に対応する。併せて、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参照する。

### ① 重大事態の定義

次に示す場合を、いじめの「重大事態」とする。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。

なお、いじめにより登校できず、教育支援センターへ通うこととなった場合、要録上は出席日数として取り扱った場合においても、重大事態の判断においては欠席日数として扱う。

ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### ② 重大事態の報告、支援

学校においていじめ又はいじめが疑われる事案が起きた場合、学校がそのいじめの事案について国の示す基準に照らし合わせて適切に重大事態と判断できるよう、市は学校を指導する。

学校において重大事態と認められるあるいは疑われるいじめの事案が発生したときは、校長は速やかに教育委員会へ報告する。教育委員会は当該学校から報告を受け、重大事態と認める場合は、その内容を速やかに市長に報告する。また、当該学校が重大事態に対応するために必要な指導及び支援を行う。

### ③ 調査主体の決定

教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合には、その状況を踏まえ、調査主体を学校とするのか、教育委員会とするのかを速やかに判断する。なお、調査主体決定の考え方は、次のとおりとする。

#### 【学校における調査主体決定の考え方】

1) 重大事態が発生した場合の調査主体は、2)に掲げる場合を除き、原則とし

て学校とする。

ただし、学校が調査を行う場合においては、市は学校に対し、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2) 以下に掲げる場合は、原則として調査主体を教育委員会とする。

- 重大事態が自死事案の場合（自死未遂の場合は、その背景、態様等を勘案し、適切に判断する。）
- 学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合。

#### ④ 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒等から聞き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

また、下記ア、イのいずれが調査主体の場合においても、被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、教育委員会及び学校は調整を行う。

ア 教育委員会が調査主体を学校とした場合は、当該重大事態の状況に応じて専門家を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、速やかに調査を実施する。

また、「出雲市いじめ対応チーム」を参画させ学校に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じて、「出雲市いじめ問題対策委員会」委員やスクールソーシャルワーカーなどの専門家を派遣する。保護者や学校、対応チームからの情報は必ず教育委員会内で共有し、組織として対応する。

イ 教育委員会が主体となって調査すると判断した場合は、「出雲市いじめ問題調査委員会」が速やかに調査を実施する。調査にあたっては、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）から選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

また、事実関係を明確にする調査にあたっては、次の点に留意する。

#### 【調査にあたっての留意点】

1) 調査の方法が適切であるか。

- ・調査の公平性や中立性の確保（調査組織への第三者の参画など）
  - ・客観的な事実関係の調査 など
- 2) 調査内容及び事案への対処が適切であるか。
    - ・可能な限り網羅的に事実関係を明確にする。
    - ・いじめを止めさせ、再発防止への対応を行う など
  - 3) 関係する児童生徒及びその保護者に対し、情報提供が適切になされているか。
    - ・調査実施前の調査目的、方法等に関する事前説明
    - ・経過報告及び調査結果の説明
    - ・調査結果に係る保護者の所見をまとめた文書を提出できることの説明

**【いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点】**

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- 1) 遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聞き取って、できる限りの配慮を行う。
  - 2) 在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮を行う。
  - 3) 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を実施する組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
  - 4) できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
  - 5) 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。
  - 6) いじめを受けた児童生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。児童生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聞き取り等のあり方を検討する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

調査を行う主体が教育委員会の場合、調査実施前に、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して以下のア～カの事項について説明を行い、その意向を聞き取る。

ア 調査の目的・目標

- イ 調査主体（組織の構成、人選）
- ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- エ 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会や学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- オ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- カ 調査結果の提供（いじめを受けた側、いじめを行った側に対する提供等）  
教育委員会又は学校は、当該事案に関係する児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかなど）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行い、その意向を聞き取る。  
情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。  
質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる児童生徒やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

#### ⑥ 再発防止の措置

教育委員会は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止のため、当該学校への指導・助言等、適切な措置を講ずる。

なお、調査の結果を踏まえた再発防止のための取組については、市が別に定める様式によって、調査報告書提出後の1年以内に、その実施状況を教育委員会教育長に報告するものとする。

#### ⑦ 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者から調査の結果を踏まえて所見の提出があった場合は、その所見を添えて市長に報告する。

#### ⑧ 調査報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、報告を受けた後、必要があると認めるときは「出雲市いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を行う。その調査の結果については議会に報告する。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る事案への対処や新たな重大事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

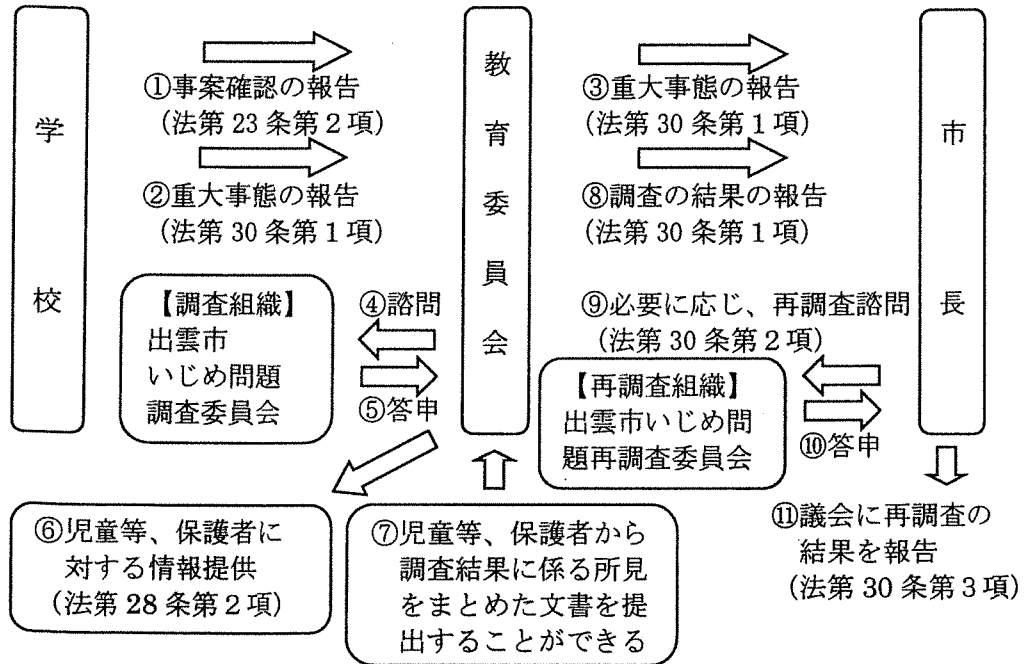
### (3) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、法第26条の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置を速やかに講ずる。

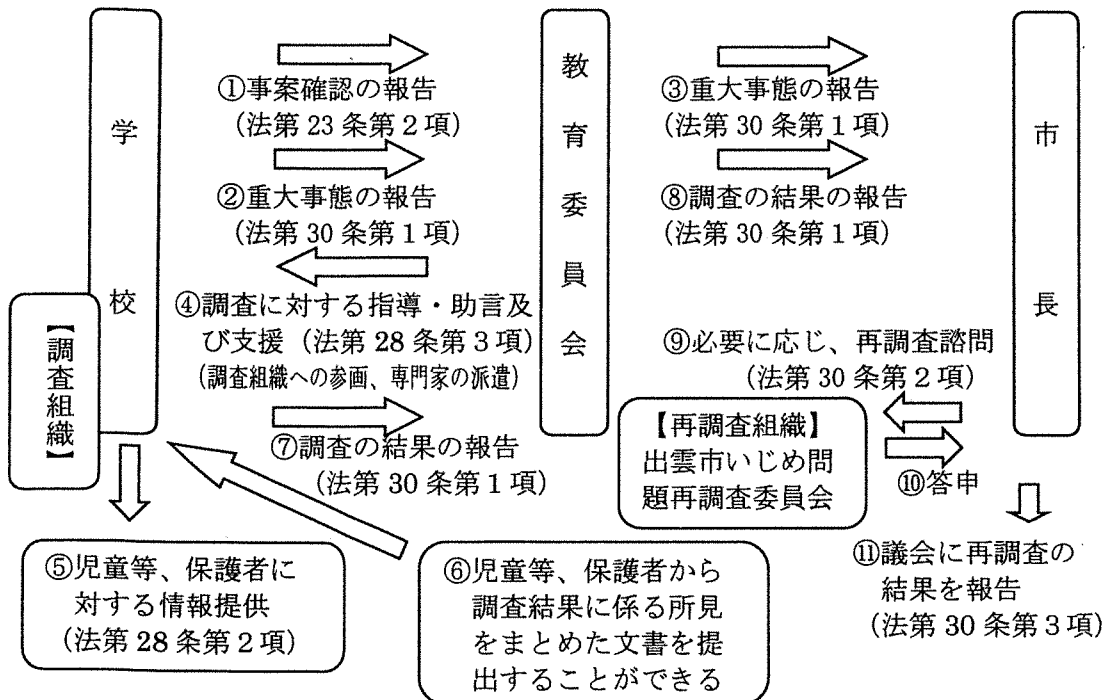


【参考】いじめの重大事態の流れ

『教育委員会が調査主体となる場合』



『学校が調査主体となる場合』



### 第3 学校に実施を求める取組

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参考にして、それぞれの地域性や学校の実情を踏まえ、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

策定にあたっては、教職員だけでなく保護者や地域の人にも参画を求め、また、児童生徒の意見を取り入れるなどして組織的に取り組むよう努める。さらに、策定の過程において、策定作業を児童生徒理解のための校内研修の一環としても位置づけ、教職員の資質能力の向上を図る。なお、学校基本方針は、毎年度見直しを行う。

#### 2 いじめの防止等の対策のための組織等の設置

学校は、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効があるものにするため、以下の組織等を設置する。

##### (1) 「学校いじめ対応委員会」の設置

- ① 法第22条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成する。
- ② 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する中核として位置付け、学期毎など、定期的を開催し、いじめの見落としや、対応の不十分な点がないかチェックを行うとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に努める。

##### (2) 「いじめ対応コーディネーター」の設置

学校いじめ対応委員会の開催や外部の専門機関との連携、校内研修の実施など、校内のいじめ対応の推進役として校務分掌上にいじめ対応コーディネーターを配置する。

#### 3 いじめの防止等に関する措置

##### (1) いじめの防止

##### ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが未然防止の基本となる。そのために、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査などで検証したりして、体系的・計画的にPDCAサイクル※に基づく取組を継続する。

※PDCAサイクル…Plan/Do/Check/Action の頭文字をつなげたもので、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 検証 (Check) → 改善 (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと

## ② いじめの防止のための取組

ア 保幼小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。

イ いじめの原因・背景、具体的な指導などについて、校内研修や職員会議等で、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成していく。

ウ 児童生徒がいじめを行わないよう学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受け止め、違いを理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

エ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

オ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感を高める。

カ 児童会活動や生徒会活動の充実と積極的な活用を通じ、人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

キ 学校において、よりよい学級集団づくりを目指して実施するアンケート調査（アンケートＱＵ）等を定期的に行い、調査結果から、児童生徒一人一人の個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、その課題を明らかにする。そして、その課題を学校が組織的に対応することによって、児童生徒が学校生活への満足度を高め、安心・充実して過ごすことができる学級・学校づくりを行うとともに、いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応を図る。

また、実施したアンケート調査（アンケートＱＵを含む）等は、重大事態の調査に係るものは5年間、その他のものは1年間保存するものとする。

ク 校区外からの入学や他地域からの転入の際は、前籍校等から必要な情報を収集し、保護者との面談を行い、児童生徒理解に努める。これによって得た情報については、管理職をはじめ関係する教職員間で共有する。

ケ 警察署等と連携し、少年補導職員等によるいじめの防止も見据えた非行防止の取組を推進する。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を目指し、児童生徒に対する情報モラルや情報活用能力に関する指導の徹底を図る。

イ インターネットを通じて行われるいじめが発見された場合には、早急にインターネット・携帯電話関連の事業者と協力を求めながら、警察等とも連携し、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をするなどの措置をとる。

ウ インターネットを通じて行われるいじめの防止、効果的な対処について、児童生徒および保護者に対して研修会等を実施する。

エ 児童生徒及びその保護者等、学校関係者が、インターネット等の利用の中で、誹謗中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得たときは、速やかに学校又は教育委員会に報告することを呼びかけ、相互に見守る仕組みの整備に努める。

## (2) 早期発見

### ① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、速やかに情報を共有し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。決していじめを隠蔽したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのためには、児童生徒をよく知り、児童生徒一人一人の表情や言動はもとより、その根底にある気持についても理解しようと努めるとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。特に管理職、主任は教職員への積極的な声かけ等を行う。

### ② いじめの早期発見のための措置

ア 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの早期発見と実態把握に努める。

- ・ 無記名式のアンケートや、速やかに実施・集計することができる学校独自の簡単なものを繰り返し実施するなどして、早期発見と実態把握に努める。
- ・ 学期末等、定期的実施する生活アンケートや、よりよい学級集団づくりを目指して実施するアンケート調査（アンケートQU）等を活用する。
- ・ アンケート結果に基づき、積極的に児童生徒及び保護者面談を行う。

イ 保護者へのアンケートを実施し、家庭での様子や保護者間のネットワークからの児童生徒の人間関係などの情報収集を積極的に行う。また、このアンケートにより、保護者が家庭でいじめを発見し、学校や関係機関へ（電話相談を含める）相談することができるようにする。

ウ 日頃から児童生徒との信頼関係づくりを心がけ、児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

エ 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備したり、休み時間や放課後の児童生徒の日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。また、いじめの被害について、学校の相談窓口や学校外の相談窓口について、学校だよりやチラシの配布、ホームページへの掲載等を通して児童生徒や保護者に周知を図るなど相談しやすい環境を整える。

オ 日頃から保護者の思いに誠実に応えるよう努め、その積み重ねによって保護者との信頼関係を築き、保護者からいじめ等の相談を受けやすくする。

カ 校内研修において、ロールプレイング（役割演技）など体験的な研修の場を設定するなどして、教職員の児童生徒理解を深め、いじめを見抜く力の向上を図る。

キ 定期的（毎週等）に学校又は学年単位で、いじめ・不登校の情報交換・共有を行うとともに、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャ

ルワーカーの意見も得ながらいじめの見落とし、隠蔽がないかのチェックを必ず行う。なお、部活動顧問・副顧問は、その会議に出席することを原則とするが、出席できない場合は、文書で必ず部活動の状況を報告する。

ク 欠席日数や保健室での対応状況、部活動の活動状況などをもとに、多様な視点から児童生徒の状況を分析し、いじめの早期発見に努める。

### ③ 不登校といじめの関連についての確認

不登校等に対する取組として、「欠席1日目に電話連絡、2日目に家庭訪問、3日目に組織対応」の徹底を図り、常に、その背景にいじめがないか疑う。その際、当該児童生徒をはじめ、その保護者や他の児童生徒に確認するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家の意見も参考とする。

### ④ いじめを見落とさない隠蔽させない環境の整備

学校は、教育長等が校長に対して行う、年4回の学校のいじめの状況やいじめに関する教員の対応等の聞き取りについて、事前に見落としや隠蔽がないか念入りなチェックを行い、臨むものとする。

また、学校は、「出雲市いじめ対応チーム」が校長、教頭や主幹教諭、いじめ対応コーディネーターに対して行ういじめに関する調査について、事前に見落としや隠蔽がないか念入りなチェックを行い、臨むものとする。

## (3) いじめに対する措置

### ① いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員は、いじめを発見し、又はいじめに関する相談・通報を受けた場合には、特定の教職員への情報提供に留めず、必ず「学校いじめ対応委員会」に報告し、学校全体で情報を共有しながら組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切である。また、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

#### 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対応委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

#### 2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対応委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが、「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### ② いじめに関する相談・通報を受けたときの対応

学校での組織対応については、「学校いじめ対応委員会」が中心となり、速やかに関係児童生徒等から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

#### ③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

「学校いじめ対応委員会」は、いじめを受けた児童生徒から、直ちに事実関係の聞き取りを行う。その後、家庭訪問等により、速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって親しい友人や信頼できる人（教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、民生委員・児童委員、主任児童委員、弁護士、教員経験者、学校医等外部専門家の協力を得ながら継続的な支援を行う。

また、学校は、上記①にもとづいていじめが「解消している」状態と判断するまでは、再発の有無を被害児童生徒及びその保護者に継続して（少なくとも発生後概ね1ヶ月後及び3ヶ月後）確認し、記録に残す。

#### ④ 特別な支援が必要な児童生徒への支援

特別な支援が必要な児童生徒が関係する人間関係のトラブルは、被害者と加害者が入れ替わることもあり、それぞれのトラブルを生徒指導の視点からいじめとして捉え、その後の関係する児童生徒への指導・支援は、児童生徒の特性に配慮して行う。

#### ⑤ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、全教職員が連携して対応し、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても速やかに連絡し、事実に対

する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒に過度の心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら指導・支援を行う。

#### ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。

そのうえで、いじめが起きた場合には、いじめを行った児童生徒やいじめを受けた児童生徒だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせることの重要性を理解させるよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめと同一の行為であることを理解させる。

#### ⑦ ネット上のいじめへの対応

学校は、ネット上の不適切な書き込み等については、学校内外の情報に対して常に注意を払う。また、児童生徒がインターネット上においてトラブルに巻き込まれていないか保護者や地域に情報提供について協力を求めるなど早期発見に努める。また、監視する事業等が活用できる場合には、その情報を活用するなどして早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。

その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

### (4) 重大事態への対応

<第2章4(2)「重大事態への対応」に基づいて適切に対処する。併せて、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参照する。>

#### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、その旨を速やかに教育委員会に報告する。

#### ② 重大事態の調査組織の設置

重大事態の調査を学校が主体となって実施する場合は、教育委員会と連携を図り、「学校いじめ調査委員会」を速やかに設置する。

なお、組織の構成については、「出雲市いじめ対応チーム」、「出雲市いじめ問題対策委員会」委員及び専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### ③ 事実関係を明確にする調査の実施

「学校いじめ調査委員会」は、重大事態の調査にあたっては、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒等から聞き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

ア いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

学校は、調査においていじめを受けた児童生徒からの聞き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聞き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめを行った児童生徒への指導を速やかに行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聞き取り、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

学校は、児童生徒の入院や死亡等、いじめを受けた児童生徒からの聞き取りができない場合、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と調査について協議し、調査に着手する。

④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

調査を行う主体が学校の場合、調査実施前に、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、以下のア～カの事項について説明を行い、その意向を聞き取る。

ア 調査の目的・目標

イ 調査主体（組織の構成、人選）

ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

エ 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会や学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

オ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）

カ 調査結果の提供（いじめを受けた側、いじめを行った側に対する提供等）

学校は、当該事案に関係する児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかなど）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行い、その意向を聞き取る。

情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合は、あらかじめ念頭に置き、調査対象となる児童生徒やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

⑤ 再発防止の措置

学校は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止のため、教育委員会からの指導・助言等を受け、適切な措置を講ずる。



## ⑥ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査の結果を踏まえて所見の提出があった場合は、その所見を添えて市長に報告する。

## (5) その他の留意事項

### ① 組織的な体制整備

ア いじめへの対応は、一部の教職員が対応するのではなく、「学校いじめ対応委員会」を中心として、校長のリーダーシップのもといじめ対応コーディネーターを推進役とし、情報を共有しながら学校全体の問題として組織的に取り組む。

イ 教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させたりする要因となり得るため、そのようなことがないように教職員の教育指導のあり方を管理職は定期的に点検し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

ウ 学校の雰囲気や、児童生徒にとって居心地の悪さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発することが懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む。

### ② 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、文部科学省発行の資料等やいじめ対応確認シート等を活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を少なくとも年に一回以上行い資質の向上に努める。

### ③ 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

### ④ 家庭や地域との連携及び保護者への支援

学校基本方針等を毎年度地域の人や保護者に必ず周知し、理解を得る。また、学校とPTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域学校運営理事会等を活用するなどして、家庭や地域と連携した対策を推進する。

## 第4 家庭や地域、関係機関との連携

### 1 基本的な方針

#### (1) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。たとえば、PTAや放課後児童クラブ、スポーツ少年団、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、地域学校運営理事会を活用したりするなど、連携体制づくりを促進する。

## (2) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談については、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒、保護者へ適切に周知することも重要である。

## 2 いじめの問題に対する役割

### (1) 保護者が果たすべき役割

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図り、基本的な生活習慣を身につけさせるなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、いじめを傍観することがないように、自尊感情や人権意識が豊かな子どもを育てていく。また、保護者は、子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな変化も見逃さない姿勢を示し、日頃から、悩みなど何でも気軽に本音で話し合うことができる関係づくりに努める。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するとともに、学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。周りのいじめについても速やかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、島根県、市、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### (2) 地域に求める役割

- ① 地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや、地域行事などの活動を通して、温かいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。また、地域に伝わる伝統行事やイベント等を通して、子どもが地域の人やものなど地域のよさを味わい、地域の人や機関等とつながっているという所属感や安心感を持つことができるようにする。
- ② 地域においては、子どもの見守りや必要に応じて声かけを行うほか、いじめを受けている疑いがあると認められるときは、速やかに学校又は教育委員会のいずれかに情報提供や通報を行う。
- ③ 放課後児童クラブやスポーツ少年団の活動の中で、いじめやいじめが疑われる事案が発生した場合は、保護者や学校と連絡を取り合い、連携して解決を図るよう努める。

特に、スポーツ少年団においては、勝利のみを追求する指導ではなく、技術的な指導を通して、社会性やルールを尊重する精神、自己責任、フェアプレイの精神の育成を行い、心身の健全な育成を目指す。